

所 見

令和3年8月30日

桶川市 教育委員会 御中
いじめ重大事態調査委員会 御中

A
代理人弁護士 宮崎裕悟
代理人弁護士 池田味佐

まず、今回の報告書を読ませていただいた、生徒 A の率直な感想をお伝えします。

「ここで書かれていることは、私のことですか？おじさんとお婆さんの妄想としか思えません。」

続いて、生徒 A のご両親の感想もお伝えします。

「A を死ぬほど辛い目に追い込んだという点に触れられていない。この報告書を見ても、加害生徒とその家族は、結局それほどの状況に A を追い込んだということを認識できない。自分の知人の事件では、実際に命を絶ってしまった人もいて、A の件はあくまでもラッキーだった。

人の命と人生を蔑ろにしている当該中学校の先生方、教育委員会、調査委員会に激しい憤りを感じます。」

調査委員会の委員の先生方におかれましては、お忙しい中、事実の調査、検討に関して、多くのお時間を取っていただき、報告書を作成していただいたことについては、感謝を申し上げます。

しかしながら、生徒 A やご両親にこのような感想を抱かせてしまったのは、学校側からの報告を先に検討し、調査委員会自らが一次的な資料を十分に収集・検討しなかったこと、当方が求めた人物への聴取等を行わなかったこと等により生徒 A の人間関係を部活動を中心とした極めて限られた範囲でのみ検討し、そこから全体を推測・考察したこと、いじめ被害を受けた者の訴えに寄り添うのではなく、いじめ被害者に立証責任を課するような裁判類似の認定を行ったため前提事実について誤解を生じたことなどに原因があると思われます。

また、生徒 A・ご家族としても、調査の進め方等についての説明を受けながら、調査委員会の公平性・中立性に疑念を抱かざるを得ない場面が多々ありました。この調査報告書についても、公平・中立に調査が行われた結果なのかということにも疑問を感じております。

いじめ重大事態の調査は、裁判所の事実認定のように精緻に証拠を分析して認定していくのではなく、いじめの被害を訴えている当事者がいるということ为前提に、どうしてそのような訴えにつながっているのか、訴えにつながっている原因となる行為はどのようなものだったのかということを探求していくような、被害者の立場に寄り添った調査が必要と考えております。今回の報告書では、被害者に寄り添うという観点が薄いように感じます。

いじめ重大事態の調査の基本的な姿勢としては、いじめの事実関係を明らかにしたい、何があったかを知りたいという被害者及び保護者の切実な思いを理解し対応にあたることとされております（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン平成29年3月・第1）。しかし、調査の進め方や説明の仕方においても、被害者及び保護者の切実な思いを理解して進めていただいているとは感じる事ができず、その結果として与えられた報告書においても、被害者及び保護者の切実な思いを理解されていたとは感じる事ができない内容でした。

本人として、また家族として、事実が事実として認められず、自分たちの訴えの大部分が認められていないという調査結果に大変残念な気持ちです。

以下、事実誤認等の観点、調査委員会の手続や認定手法等の観点からまとめた個別の点について指摘していきます。

（認定事実あるいは考察についての事実誤認等について）
調査報告書 第4について

1 同「5 認定事実（2）」【4証言の信用性（1）ウも同様】

生徒 A の認識では、生徒 B とは小3 のときからの知り合いであり、小5 から仲良しになったというものです。

また、生徒 B の機嫌次第では一緒に登校しないこともあったということが認定されていますが、生徒 A が把握している限り、生徒 B と互いに話し合い決めていたものであり、実際にそのようなことはありませんでした。そのことを教職員⑤が知っているはずはなく、仮に教職員⑤がこのような述べていたとしても、そのことから、それを事実として認定していることには疑問が残ります。

2 「5 認定事実（3）」

生徒 A について、「周囲を観察して行動し、落ち着いて見える一方で、

喜怒哀楽等を含めて自己表現が苦手で、人と関わりを持つタイプではなく、目立つ性格ではない」と認定されていますが、生徒 A 自身はこのような性格であるとは考えておらず、そもそも生徒 A が置かれていた状況やその根拠となる教職員①、教職員⑦が生徒 A の性格を把握する程度の付き合いを持てていないことからすると、本当の生徒 A の姿を把握していない、一方的な認定と言わざるを得ません。

また、生徒 B との人間関係がうまくいかないあるいは家庭での進路プレッシャーがあると体調不良や当該部の話がでる、と認定されていますが、生徒 A は、そもそもこの流れで当該部の話をしたことはありませんでした。

3 「5 認定事実（4）」

同認定部分では、生徒 A の証言も認定の根拠となっていますが、そもそも生徒 A は生徒 C や生徒 D のことを「練習熱心」とであるとの評価を誰かに伝えたことはありません。また、「練習熱心とは言えず、うまくこなす生徒 B らのグループ」と認定されていますが、少なくとも、生徒 A が参加していた当時の生徒 A の主観とは異なる認定です。なお、本件で問題になっているのは、生徒 A が当該部に参加していた当時の人間関係ですので、仮に、その後の人間関係を認定しているのであれば、それ自体が問題です。

また、生徒 A が、「生徒 B に合わせている」という認定もされていますが、生徒 A として、生徒 B に合わせて部活の練習をしているという認識はありません。

4 「5 認定事実（6）」

生徒 A、生徒 B は、練習をやっているが認められないこと、いつも生徒 C、生徒 D が指示を出すことに不満を述べていたということを、教職員⑧の証言によって認めています。が、そもそも生徒 A は、教職員⑧と少ししか話をしたことはありませんし、そのような不満を述べたこともありません。そもそも生徒 A としては、教職員⑧が毎日部活に来て指導をしていたとは認識しておらず、また生徒 C、生徒 D に認められようとも思っていない。教職員⑧の部活動に対する関わり方に関しての認定をせずに教職員⑧の語った証言のみによって認定されている点についても疑問が残ります。

5 「5 認定事実（15）（16）」

生徒 B が、自らの発案で4人での話し合いを設けるように提案したという認定になっていますが、そもそも、生徒 A の母親からこの4人で話し合いの場を設けて欲しいという話を教職員⑧に対してするとともに、生徒 B に対して話し合いをすることになっているからということを伝え、そこから、生徒 B が話をしたものと思われれます。すなわち、生徒 B が提案をした

場にたまたま生徒 A がいたわけではなく、生徒 B の提案の内容として生徒 A を含めた 4 人の問題であり、4 人が参加する形での話し合いを提案したものであり、たまたま生徒 A がその場にいたというわけではありません。

この点の事実が異なるため、(16)についても、不自然な流れになってしまっています。

6 「5 認定事実(19)」

「生徒 C、生徒 D が他の生徒らから、いじめている等といわれるようになった」ということが認定されていますが、どのようなことを行い「いじめている」と言われていたのかなどの認定はありません。「いじめていると等といわれるようになった」という事実がどのようなものであったのか、どうしてそのように言われるようになっていたのかなどの説明が必要であるところ、十分な調査を尽くされたのか疑問が残ります。

7 「5 認定事実(21)」

生徒 A が平成 30 年 5 月 16 日以降の保健室利用の中、あるいは教職員⑩にいじめがあったという話もないという認定があります。これについては、生徒 A の心情として、いじめにあっているということが言い出せない気持ちであったため当時話せなかったにすぎないのであり、すでに真意を出せない状態になっていたという生徒 A の心情等をも考慮せず認定をしていることについては、生徒 A の心情に対する配慮・被害者に寄り添った対応がなされていないと感じます。

8 「5 認定事実(26)」

父親から成績が 10 位くらいにならないとコンサートに行かせてもらえないと言われているという認定がありますが、これはもともと父親の冗談であり、生徒 A は、冗談だと分かる表現で先生に伝えたにも関わらず、父親との関係でストレスを抱えていたことの根拠にするというのは、大変な違和感があります。また、友人に話すときに気を遣い疲れるというのは、小学校のときからずっと同じであり、このときに初めて生じた問題ではなく、今回の件とは関係がないことだと思います。

9 「5 認定事実(33)」

塾が長時間でつらいという点ですが、親からのプレッシャーや勉強がつらいという意味ではなく、当時すでに過敏性腸症候群を患っており、同じ姿勢をとることがつらいという意味で伝えています。生徒 A に生じた精神的な影響が、いじめではなく、親や勉強のプレッシャーによって発生したという結論を先取りして、そのために事実を拾っていったという印象を感じます。

10「5 認定事実（35）」

1年時、生徒A本人及び保護者からいじめられているとの主張がなかったと認定されていますが、部活がいやであるとか、嫌がらせを受けているという話はしており、（29）でもその認定がされています。「いじめ」という具体的な言葉で伝えない限り、いじめではないという前提に基づいて認定しているようで、被害者に寄り添った対応なのか、大きな疑問を感じます。

12「5 認定事実（38）」

1年時から2年時の引継ぎについて、教職員②の証言からも認定されていますが、生徒A及びその家族に対して、教職員②は、生徒Aたちに、先入観を持ちたくないの引継ぎは受けませんということを伝えており、実際に、家族から、「こういうことは聞いていますか」という話をしても、引継ぎは受けていないという態度でした。このことから、本当にこのような引継ぎがされていたのか、調査委員会に対して説明するためにそのような説明をしているのではないかと、疑問を感じます。

13「5 認定事実（39）」

生徒Aが、教職員②、教職員⑤に対し、原因は家庭での勉強へのプレッシャー、精神的ストレスと病院で言われたと認定されていますが、生徒Aはそのような話をしておりません。これが原因であれば、後に生徒C、生徒Dを見て、生徒Aが救急搬送されたという事実とは整合しないのではないのでしょうか。また、別の病院で胃カメラを飲んだという話をしたと認定されていますが、この話もししていませんし、実際に、年齢が若いから胃カメラは止めておこうということになり、胃カメラは実施されませんでした。生徒Aがこの点について、あえて事実と異なる話をする必要はなく、教職員らが、いじめが原因ではないというために、話をつなげたものではないかと思えます。

生徒A本人及び保護者は、昨年のことなので掘り返したくない、と話していたと認定されていますが、そもそもこの時点で生徒Aは教職員②と直接話をしたことはなく、生徒A本人がこの話をしたということはありません。また、昨年のことなので掘り返したくないというのは、今は掘り返せる状態ではなく、今の時点では話せないというだけで、今後一切そのようなことをしたくないという意味で伝えたわけではなく、また、生徒Aの家族としては今の状態では振り返れず、少し待つてほしいと伝えております。また、1年のときに大ごとにしておけばよかったなどと伝えたこと記憶しており、受け取り方が異なるばかりか、保護者に対する調査等もなく保護者に関しての認定をしていることにも疑問が残ります。

14「5 認定事実（40）」

生徒 A は保護者がいると話をしていないと教職員⑤の証言から認定されていますが、そもそも教職員⑤と、生徒 A 及び保護者が 3 人で会ったこと自体がなく、教職員⑤は、生徒 A が保護者の前で話すかどうか分かるはずがありません。もちろん、生徒 A は、代理人弁護士との打合せの際に保護者と一緒に打合せをしていますが、自ら話をしていません。

また、令和元年 5 月 28 日は保護者と 2 年次の学年主任と話をしたことはありましたが、その際、生徒 A 本人が記載をした書面を持参し生徒 A の意見を伝えています。本調査委員会の認定の手法をとるのであれば、どのような事実から教職員⑤が評価をしているのかという事実の認定をしていくべきではないのでしょうか。なお、同日持参した書面について、学校側は写しをとっており、その書類は保管されていないのであれば、そのような事実自体も疑問が残ります。

15 「5 認定事実（4 1）」

一言日記にいじめに関する記載がない旨の認定がされていますが、調査委員会是一言日記の体裁や保管方法についてきちんと確認をしたのでしょうか。一言日記は、日記の記載部分を台紙に貼り付けたもので、二つ折り折るなどして内容を隠すということではできません。また、提出後、机の上にそのまま（記載内容が見える形で）置かれていたり、先生が持ちながら生徒と談笑するなど、秘匿性は全く守られていません。このような管理をされている一言日記に、誰が見るかも分からないのにいじめの記載を書けるわけがなく、実態を無視した認定と感じます。

16 「5 認定事実（4 3）」

生徒 A と教職員②が 3 日に一度二者面談を行っていたと認定されていますが、二者面談とは何を指すのでしょうか。生徒 A は教職員②と話をするのは、3 日に一度程度「立ち話」をする程度であって、「二者面談」をしていたという認識はありません。3 日に一度しか話をせず、内容も調子はどう？と聞く程度のものでした。仮にこれを二者面談と評価するのであったとしても、学習支援室で周囲の生徒がいる状態で話をされても、気持ちを伝えることはできません。

17 「6 認定困難事実（2）」

イ 生徒 C、生徒 D が生徒 A を嫌っていた様子がなかったということを当該部員 G の証言のみで認定していますが、生徒 A からすれば、生徒 G は生徒 C、生徒 D の仲間であり、生徒 C、生徒 D に不利な証言をするとは思われません。

ウ についても、当該部員 H も同様であり、しかも、調査の場で生徒 C、生徒 D に明らかに不利な証言をするとも思えません。

生徒らの詳細な人間関係について把握をしないまま、本件の調査を行っていること自体、疑問が残ります。

18「6 認定困難事実（４）」

ウ 生徒 A が前髪をチェックしていたことで先輩から怒られたという認定がありますが、生徒 A は、このような事実を経験したことはありません。

19「6 認定困難事実（６）」

イ 一方で連絡網は使われており、連絡はまわっていたと認定しつつ、（二）顧問から全員が集合しての口頭連絡、（三）顧問から部長が聞いた内容を集合した部員に連絡する方法もとられていたとされています。そもそも顧問は部活動に来ることはほとんどなかったため、（三）の連絡方法で連絡されることも多々あったと考えられますが、これでは、部活に参加していない生徒には伝わらない一方で、部活に参加している生徒にとっては、連絡漏れはないということになります。したがって、部活に参加していた生徒に聴き取りを行っても、連絡網を通じて、部活に参加していなかった生徒に部活の集合時間等が伝わっていたのかということの確認ができないのではないのでしょうか。少なくとも、生徒 A は、集合時間の変更を伝えてもらえなかったという事実を経験したことがあります。この生徒 A の経験は、生徒 A の立場からすれば、集団で情報を遮断し、孤立化させる状況であり、まさしく集団でいじめられたといえる経験です。それに加担していた人にとっては記憶にも残らないような些細な経験なのかもしれませんが、生徒 A にとっては、それに加わったと考えられる人たちから、その人数分攻撃を食らったようなダメージがありました。

なぜ連絡網がつかわれていたにもかかわらず、集合時間等の連絡がされていない状況があったのか、（二）（三）の方法の場合、部活を欠席したものはどのように連絡を取得するようになっていたのか、そのような事実をも調査した上で、認定すべきある事項であるとも考えられ、調査を尽くさず認定をされているように感じざるを得ません。

20「7 いじめ該当性について（４）」

ア まず、生徒 A の認識では、生徒 B とは幼稚園のころからの幼馴染みではありません。友人として極めて重要な存在であるというのはそのとおりですが、そこまで依存をしているような、生徒 B しか友だちがいないような状況ではありません。

また、生徒 A には、小学校の時から友人が複数おられますし、学校に行けない時期も生徒 B や他の友人たちと遊びに行くこともあり、生徒 B のみが重要な存在であったということはありません。生徒 A の交友関係につ

いて適切な調査がされた上での判断であるか疑問が残ります。

調査報告書 第5 について

1 「3 生徒 A が抱えたつらさについて」

生徒 A のつらさについて、生徒 B との間に情緒的な温度差が生まれ、次第に孤独感を覚えることになっていった可能性もあると考察していますが、生徒 A 自身がこのような感覚を感じたことはありません。これは、生徒 A が生徒 B さんのみに依存しているという前提をもとに考察をした結果と思われます。前提事実が異なれば、生徒 A に対する考察が異なってくるのは当然です。

また、不快な気持ちや苦痛を自覚しないように押さえ込んでいたことを推察されていますが、両親に対して複雑な気持ちがないというのは、両親に対してはその都度その都度生徒 A が気に入らないことは気に入らないとはっきり伝えているからであって、押さえ込んでいません。聴取の際に、その理由などについて深く質問されたこともありませんでした。

2 「4 ストレスの対処と支えについて」

この項では、生徒 A が描いた絵本を、生徒 A の感じていた孤独感を如実に表現している、新たな心の友の支えが重要であったという根拠としてあげています。しかしながら、生徒 A 自身は、絵本にそのような気持ちを込めたつもりはなく、単に事実としてあったことを絵で表現したに過ぎません。孤独感を表現する内容の前にある出来事についてはどのように評価されたのでしょうか。なぜ、このような飛躍した発想になったのか、生徒 A にとっては、妄想しているのか？と捉えざるを得ません。このように歪曲して捉えられるのであれば、見せなければ良かったと感じてさえいます。

なお、学習支援室の友人というのは、小学校の時から友人であり、アイドルも小学校の時から好きだったアイドルです。これが支えになっているのは事実ですが、それまでから支えであり、「新たな」心の友の支えというのは事実と異なります。聴取の際にも、新しく心の支えになったのか、それとも昔からそうだったのかということについて、質問を受けたこともありません。考察において重要と思われる前提事実について、確認もしないまま勝手な推測をすることで、妄想としか言えない考察になったのではないのでしょうか。

3 「5 不調の訴えや不登校の背景にあるもの」

ここでも、生徒 A が対人関係に不安を抱えたまま長らく孤立せざるを得なかった状況と指摘していますが、このような状況は存在しませんでした。確かに生徒 A は学校に行けない時期、学習支援室で勉強する時期がありました。しかし、学校に行けない時期でも友人と遊びに行っていましたし、学習支援室に小学校の時から仲の良い友人もいて、「孤立」と

いう状況にはなっていませんでした。

不登校になった子、学習支援室にいる子は孤立していたのだらうという勝手な先入観で判断するのではなく、友人関係や学習支援室での人間関係、学校での過ごし方だけではなく休日の過ごし方などの前提事実をきちんと確認した上で、このような考察をするべきではないでしょうか。

調査報告書 第6について

- 1 2 教職員の生徒に寄り添う姿勢は様々な場面で感じられたとのことですが、いったいどの対応をみて、そのように感じたのでしょうか。

生徒 A は、寄り添われたという感覚はありません。いくつか例を挙げれば、次のとおりです。

ア 模試の結果について教職員②と話をした際に、教職員②から、「行ける高校があつて良かったね」という発言がありました。生徒 A は、この言葉で、むしろ、そんな状況でも行ける高校があるんだというように馬鹿にされたような気持ちになりました。

イ 理科の実験の班のメンバーを決める際に、生徒 A は、「当該部の人と同じ班は嫌だ」ということを教職員②に伝えていましたが、教職員②は、当該部の人と同じ班に入るように勧めてきました。

ウ 生徒 A が早退して家に帰った際には、連絡を入れることになっていました。生徒 A は毎回連絡を入れていたのですが、教職員②は連絡をしていないと決めつけ、生徒 A のことを怒り、生徒 A の母親にも連絡がありました。母親から、スマホから連絡をしているため発信履歴が残っているということを伝えたところ、教職員②は黙ってしまいました。

エ 生徒 A は、学習支援室で食べるために教室に給食をとりに行くこともありましたが、相談室で話し込んでいて少し給食の時間に遅れたときに、教職員②は、「もう生徒 A の給食はない。しょうがないから先生のをあげるよ。先生が食べなくて良いから。」という対応をしました。生徒 A が出席していることを把握していれば、その分の給食を残しておけば良いだけですし、教職員②の分をあげると言われても食べられるものではありません。

オ 中学校3年生1学期の中間テストで、生徒 C か生徒 D がテストを受けなかったようで、教職員①が生徒 C か生徒 D を生徒 A のいる学習支援室まで連れてきました。教職員①は、当然、生徒 A がその人からいじめられたという訴えをしていることを把握した上でそのような対応をしています。

カ 中学校3年生の夏ころ、当時の教頭先生と、生徒 A ・保護者とで、いじめのことや今後のことについて話をする機会がありました。教頭先生からは、生徒 C、生徒 D にも未来があるから」というという発言がありました。いじめにより、十分に学校にもいけなくなってしまうと訴えている人に対して、あまりにも配慮を欠く言葉であると言わざるを得ま

せん。

キ 学習支援室で、生徒 A が絵を描いていた際に、相談員の先生は、細かい作業ができてすごいと褒めてくれたことがありました。その話を聞いていた他の学習支援室担当の教職員が、細かい作業ができて、それは将来はロボットか何かがやることだから必要なく、積極的でない子は将来生きるのは難しいという話を生徒 A の前で、生徒 A に聞こえるように相談員の先生に話をしていたということもありました。

これらの例を見れば、学校側が生徒 A に寄り添った対応をしていたとは言えないことは明らかではないでしょうか。生徒 A がそのように感じていないにもかかわらず、調査委員会の聴取に対してそのように伝えれば、みんな信用されてしまうのでしょうか。

また、部活動担任教員が中心となって問題解決を図ったとのことですが、その教員は、4 人の話し合いの場を設けておきながら、その場に同席すらせずに、話し合いが終了した後に、「殴り合いになってなくて良かった」という発言をした教員です。いったいどこを見れば、「問題解決を図った」と評価できるのでしょうか。問題解決を自らの見通しを持って解決にあたらず、当事者生徒に丸投げしたの間違いではないのでしょうか。

教職員①も、生徒 A が嫌な思いをしていると相談したときに、自分に任せて欲しいという話をしていたにもかかわらず、少なくとも生徒 A に分かる形で問題が解決に向かうようなことはありませんでした。教職員①の対応が組織的に行われていたとも思えません。いじめの対応については組織的な対応が重要だとされていることが守られていないように感じます。

（手続・認定手法について）

調査報告書 第 3 について

1 第 1 回のいじめ調査委員会から公平性に疑いがあること

（1）委員会の活動を見ると、第 1 回の会議において、「事務局が行った関係教職員に対しての聴取について、調査委員に報告」となっております。

このことから、①「調査委員会」の「事務局」において教職員に対する聴取が行われたこと、②その結果が初回から委員に対して報告がされたことの 2 点が分かります。

（2）調査委員会の事務局は、通常は教育委員会に所属する行政職員であり、多くは小中学校の教員であった者と思われ、桶川市においても同様の状況であると考えられます。

「事務局」が行ったということであれば、すでに調査委員会が設置された後に「事務局」として行ったものと理解できますが、そうであると

するならば、今回問題となった中学校の教員と個人的な関係がある事務局もいることが考えられ、それらの人物において、もっとも重要と思われる初回調査が行われてしまったということ自体、全く公平性が確保されていないと言わざるを得ません。

実際にはそのようなことはなかったと主張されるのですが、事務局は保護者からの訴えも把握している状態で、担当教職員に対する調査を実施するのですから、意図的ではないにしろ、誘導や誤導等があっても不自然ではありません。

- (3) 次に、そもそもすでに調査委員会が設置されている状態で、第1回の調査委員会が開かれる前に、「事務局」による調査が先行しているのであるとすると、委員会の正式な決定なしに「事務局」が調査を行ったという点で、手続き的にも極めて問題であると言わざるを得ません。

保護者に対する説明会の中では、「学校による調査が先行していた」という話と、「教職員に対しては事務局が聴き取りを行った」という話は聞いていましたが、「事務局の調査が委員会が開催される前に実施されていた」という話は聞いておりませんでした。

- (4) また、委員会が具体的な調査に入る前に事務局の調査結果が伝えられたのであるとすると、調査委員会の委員にも、不当な偏見や予断を与えた可能性が大いにあります。

調査委員会の委員の先生方は、それぞれの専門分野における専門家であることはそのとおりであると思いますが、情報が先に与えられてしまった場合に、その影響を排除した状態で調査を行うことができる専門家であるのかというと、必ずしもそうではないと考えられます。

調査委員会において、事案の概要を把握しなければならないことは当然ですが、先に教職員からの聴取の結果まで報告を受けてしまつては、その後の判断も、その影響を受けて行われたと考えざるを得ません。

- (5) 以上の諸点から、第1回調査委員会が開催された段階で、本件の第三者委員会による調査は、公平性・中立性が疑われる状態にあったといわざるを得ません。

2 生徒 C, D 等に対する調査

- (1) スケジュールを見ると、令和3年3月に追加の調査を行っていただいております。

この追加の調査については、保護者の意向を踏まえて、追加で調査を行っていただいたものと認識しており、保護者の意向を一定程度汲んでいただいたことには感謝をしております。

- (2) しかしながら、当該生徒たちへの調査については、令和2年10月の

段階から要求していたものであり、もっと前に調査に着手できたのではないかと思います。

今回の調査が実施されるまで時間経過があったのはそのとおりですが、少しでも早く聴取が実施されていれば、記憶が残っていた可能性も否定はできないと思われます。

この点についても、調査委員会において、事務局からの聴取結果の報告によってある程度心証を固めた上で、聴取対象も選定したのではないかという疑念を抱かざるを得ません。

3 生徒 A に対する調査

生徒 A に対しては、心理の専門家から聴取をしていただき、さらに、代理人弁護士の立会も認めていただいたということは、一定の配慮をしていただいたものと理解しております。

しかしながら、事前の打ち合わせがあったか否かは分かりませんが、その聴取の席上で、何らの予告もなく、事務局が質問をしたことは大変驚きました。事務局の方のバックボーンは分かりませんが、心理の専門家ではないと思われます。

この一つの出来事を踏まえても、本件の調査は、専門家である第三者委員会による主導で行われたのではなく、設置者である教育委員会の事務局主導で行われたものではないかという疑念を抱かざるを得ません。

4 要望が反映されていないこと

(1) 教育委員会から学校への指導について

第三者委員会の調査が開始されるにあたって実施された説明会において、教育委員会から学校に対してどのような助言・指導が行われたのかということ、生徒 A のご家族から確認させていただいていました。

最終的には、学校と教育委員会の意見が分かれてしまっており、その場では分からないという説明であったため、教育委員会と学校の関係も含めて調査対象に加え、第三者委員会の調査において検討していただきたいという要望を述べさせていただきました。

ところが、今回の報告書においては、このような調査結果の記載がないばかりか、そもそもその点について調査が行われたのかということすら記載が見当たりませんでした。

これまで述べてきた第三者委員会と教育委員会との関係を見ると、第三者委員会があえて教育委員会に関わることを調査対象に入れなかったのではないか、あるいは教育委員会が適切に第三者委員会にその旨を伝えなかったのではないかという疑念を抱かざるを得ません。

(2) 聴取対象者の選定

いじめ調査にあたっては、単に当事者とされる生徒、その関係者だけを聴取するだけではその全体像が見えるとは限りません。いじめが教職員には隠れて行われることが多いということからすれば、広く調査対象を広げるべきであり、少なくとも、当事者が関係があるとして聴取を要望した生徒に対しては聴取を行うことが最低限であると考えられます。

ところが、第三者委員会は、主に、時期的な問題、保護者との問題などを理由に、聴取対象者をかなり絞った形で選定されました。必然的に、生徒C、生徒Dとつながりの深い人間が主な聴取対象者となり、生徒C、生徒Dに対して不利益・不都合な話が出てこない原因の一つになったと考えられます。

真に、生徒Aに寄り添った対応をするということを目指しているのであれば、最低限、生徒Aが関係している、この人に聞いてもらえれば分かるという方を聴取するという姿勢は当然であり、この点からも、第三者委員会の調査自体に疑問を感じざるを得ません。

また、保護者との問題などを理由としていますが、保護者に対しての聴取も行われておらず、保護者との問題などと評価すること自体も疑問が残ります。

(3) 学校の対応について

生徒Aとそこちご家族は、学校の対応にも大きな疑問を抱いておりました。この点については、要望書においても、また説明会の際にも、学校の対応も含めた調査をしていただきたいという要望を伝えてきました。実際に、学校側の対応如何によって、いじめを受けた生徒が、その被害を乗り越えることができるのか、あるいは被害がさらに深刻化してしまうのかなど、学校の初動対応はその後の生徒の心理状態に大きな影響を与えることが考えられます。

ところが、本報告書では、学校側の対応が生徒Aの精神状態に与えた影響に関する考察がほとんどされず、かえって、生徒Aのストレスの原因があたかも家族や勉強のプレッシャーにあるような記載を行い、生徒Aや家族が学校の対応にも原因があると明確に訴えていることを無視した考察がされています。もちろん、ストレスの原因は本人にも気がつかないところにあるという場合がないとは言えませんが、明確に学校の対応も原因だと述べているにも関わらず、それに関する何らの考察もされないまま、本人や家族が原因とは考えていない原因を持ち出した考察を行うのは、極めて乱暴な考察であると言えませんが。

この点についても、生徒Aや家族の要望が反映されておらず、第三

者委員会が、学校の問題についてあえて触れないような形で調査を行ったせいではないか、公平中立に調査を実施していただけたのか、疑問に思います。

調査報告書 第4について

1 いじめの判断指針について

(1) 調査委員会の提示しているいじめの定義については異論はありません。

(2) しかしながら、法の趣旨をより進めて解釈するのであれば、被害者が被害を訴えている原因となる行為があったのではないかという前提に立って調査を進めるということも求められていると思います。

そもそも、いじめが衆人環視の前で行われることは珍しく、密室で限られた人物のみが知る状況で、しかも多くの場合には教職員等には隠れて行われることは周知の事実です。仮に、いじめている人物がその現場となる行為を目撃されても、事実を過小に申告したり、事実をわい曲するなどして、周囲にも気づかれずにいじめが進行しているということは良くあることです。

そこで、いじめを調査するにあたって、まずは本人の訴えに耳を傾け、被害者が主張しているのであれば、そのような事実があったのだろうという立場に立って事実を調査していくべきではないでしょうか。

(3) 大変残念ながら、今回の調査委員会の説明や教育委員会の説明を聞いた時にも、被害者の立場に立って考える、被害者に寄り添うという姿勢はほとんど感じることはできませんでした。随時の報告を求めているにもかかわらず、こちらが開催を具体的に求めなければ日程調整もされない、調査の状況についてもこちらから問い合わせをしたら回答する、報告書の提出時期についても事前に知らせないまま郵送するという対応に、全て現れていると思います。

2 証言の信用性判断について

(1) 今回、丁寧に生徒 A～生徒 D の証言の信用性の判断をしていただいていると思います。ただ、すでに出来事があったから2年以上経過した証言について、その信用性の判断を丁寧にしたところで、大きな意味はないと思います。

それぞれの生徒の証言の信用性を認めるのであれば、なぜ生徒 A の証言の信用性だけが否定されてしまうのでしょうか。生徒 B～生徒 D にとっては、今回の問題から相当な期間が経過して、すでに過去の出来事として捉えているのだと思います。しかしながら、生徒 A は、この問題で2

年以上ずっと悩んできました。生徒 A にとっては、過去のことになってはいません。

このような状況に照らせば、今回の問題を一番記憶しているのは生徒 A だと考えられます。

- (2) 次に、生徒 C、生徒 D の証言の信用性を認める理由として、自己の行為のみを正当化する発言に終始していないこと、他の証言との一致があること、要望書が提出される前の証言があること、を挙げておられます。

そもそも、要望書を提出する前には、第三者委員会による調査が行われていないため、この時点では、学校からの聴取がされていたと考えられます。学校の聴取はすなわち、中学校の担当教員によって行われたと考えられますが、中学校 3 年生になっている生徒 C と生徒 D が、受験を控えている大事な時期に、教員からの聴取に対して、自己の行為のみを正当化する発言に終始するということがあり得るのでしょうか。通常の思考能力を有していれば、学校の教師が満足するような回答をするということは、容易に想定される事態です。学校の教師がどのように聴取したのか不明ですが、聴取の方法によっては、一定の方向性に誘導してしまうことも可能であり、オープンな質問で、逐語的な記録を残しているのであれば格別、そうでないのであれば、供述を一致させることなど容易にできてしまいます。このようなことを前提に、第三者委員会による聴取が再度行われたとしても、同様の証言になるでしょう。

むしろ、2 年も前の話について、3 人の供述が一致しているということが不自然と捉えることも可能です。

具体的な聴取の方法が不明ですので、このような評価が正当なのか分かりませんが、少なくとも、調査報告書で挙げられている理由だけでは、生徒 C 生徒 D の証言の信用性が認められるのか、全く理解ができません。

また、証言の信用性が認められるとしても、忘れてしまったことは多くあると思います。もし、生徒 C 生徒 D が、あるいは生徒 B が、そんなことはなかったと思うというような話をしたとしても、そのような事実がなかったことが確定するわけではありません。

- (3) 仮に、証言が一貫していることや他の資料との整合性により、証言の信用性が認められるという結論を導くのであれば、生徒 A も同様ではないでしょうか。

生徒 A も、今回の要望書を出す前から、訴えは一致していますし、学校の調査に対しても同様の話をしているはずです。令和元年 5 月 28 日の保護者と 2 年次の学年主任との話合いの際に提出した書類にも同様の記載をしています。その他にも自らが体験したことについてはノートに

まとめ、調査が始まる前から学校に提出しています。

第三者委員会の聴取においても、それまでの話と異なる話をしたことはありませんでした。

なぜ、生徒 A の訴えも一致しており、かつ、ノートにもまとめた資料があるにも関わらず、そのような資料すら作成していない、生徒 C、生徒 D の証言のみ信用性が認められるのでしょうか。このような認定手法は、やはり、生徒 A の証言の信用性がないということを前提にした検討方法であると断ずる他ありません。

(4) また、教職員のうち少なくとも一人については、他の教諭の複数の証言に一致しない教諭がいたとのことです。

この教諭にとって不利になるようなことがなければ、このような事態は起こらないのではないのでしょうか。何かしら、この教諭にとって隠したい事実があるからこそ、あえて他の教諭らの証言とは異なる証言を行うのではないのでしょうか。

その隠したい事実こそが、生徒 A のいじめの問題につながっているのではないかと考えざるを得ません。

3 認定困難事実について

(1) 当該部活動中の暴言

アについては、具体的に自分にとって嫌な記憶である暴言の内容を覚えていないと、被害を受けた者の証言は信用してもらえないということでしょうか。

イについては、単発的に悪口を言うということがあり得ること、いじめている対象者に対してその人物を嫌うような態度を示すかどうかは人によると考えられること、生徒 C 生徒 D とかかる証言をした生徒 G の関係性が分からないが、その関係性によってはそもそも生徒 G にはそのような態度を見せていないだけの可能性があることが指摘できます。

ウについて、いじめは隠れて行われることが多く、周囲の者が広く悪口を聞いたことがあるということはそれほど多くないか、相当深刻化した場合ではないのでしょうか。

エについて、言葉のニュアンスは、いじめへの該当性で判断されるべきもので、そもそも「くさい」という発言があったか否かを検討する際に考慮するのは不自然です。また、明確に生徒 A に対して言わなくても、生徒 A に向けて（あるいは聞こえるように）言うこともあり得ますし、何ら合理的な理由がないのに、「くさい」という発言をことさら相手に聞こえるように言うことも、十分にいじめにあたる余地があります。少なくとも、具体的な意味内容が分からないからという理由で、事実がなかったと

ということにはなりません。

オについて、生徒 A に対して向けられた発言であったか否かと、そのような発言があったか否かということは別の問題です。生徒 A に対して向けられなくても、そのような発言があったということであれば、事実としては認定されるべきではないでしょうか。その上で、生徒 A が聞こえる状態で、また生徒 A が生徒 B と仲が良いという事実を把握しながら、ことさらそのような発言をしたことがいじめにあたるのか否かということが、次の問題として検討されるべきだと思います。

カについて、自分が思い出すのも嫌な悪口を言われた場合、それを他人に伝えるということは容易ではありません。他人に明確に伝えていないからといって、生徒 A が暴言を言われていないという事実は導けません。

キについて、「馬鹿にするような」というのは主観的な受け取り方であり、生徒 B がこのように感じていなかったからといって、このような事実がないという理由にはならない。また、生徒 B と生徒 C 生徒 D は、そもそも関係が良好ではないということであり、生徒 B が生徒 C 生徒 D の発言を聞く機会も少ないと思われるし、わざわざ覚えているか否かも不明です。

クについて、いじめが隠れて行われることからすれば、例えばすれ違いざまに言われるような場合も考えられ、他の証言に含まれないという理由で、暴言がなかったということにはならないと思います。

むしろ、生徒 A の証言の信用性を認めているわけですので、「どのような暴言かは具体的に明らかではないものの、生徒 A の心情を傷つけた発言があった」と認定すべきではないでしょうか。

(2) 大会の日の無視

そもそも、生徒 A の話に信用性を認めるのであれば、生徒 A が申告しており、それを積極的に覆すような事実がないのであれば、事実として認定して良いのではないのでしょうか。

(3) 部活の筋トレ中の事実

アについて、そもそもこの点だけ認定した証拠すら記載されていません。

イについて、一方的に怒られたか否かという問題は、いじめの該当性のところで問題とすべき事柄であって、先輩から注意されるような形式で生徒 C 生徒 D が先輩に報告したのかという事実とは無関係の事柄です。

ウについて、他の機会に怒られたことがあるということを理由に、別の機会に怒られたことがなくなるわけではなく、無関係の事実です。

この点についても、生徒 A の証言の信用性を認めているのであれば、

生徒 A がそのように主張しており、他にそれに反するような事実がないのですから、そのとおりの認定（あるいはそれに付加する事実を認定）した上で、いじめの該当性のところで検討をすべき事情ではないでしょうか。

(4) 部活で使用する道具を受け取ろうとしたら叩きつけられた事実

この点についても、いじめの該当性の問題と、事実認定を混同しているように思われます。イで、生徒 C、生徒 D にも心当たりがあり、生徒 A はそのような事実があったと記憶していること、このようなことは通常やられた方は良く覚えていること、生徒 A の証言に信用性を認めていることからすれば、事実としては、部活で使用する道具を叩きつけられた事実はあったということではないでしょうか。

(5) 以上のとおり、事実認定の問題と、いじめの該当性の問題を混同しながら認定しており、結論を先取りするような認定が多くあること、一方で生徒 A の証言の信用性を認めながら、結果的に生徒 A の証言のみでは事実を認定しておらず、生徒 A の証言に信用性を認めるという判断と矛盾していること、生徒 A の証言と両立するような証言等を理由に生徒 A の証言を否定していることなど、多くの点で事実認定に問題があると感じています。

4 いじめの該当性について

(1) 一方では、一部ではあっても、生徒 A に対して、生徒 C、生徒 D の発言がいじめにあたるという判断をしていただいたことに対しては、評価をいたします。

(2) しかしながら、これまで述べてきたとおり、この判断は、事実認定で結論の先取りをした上でのいじめの該当性の判断であって、そもそもの判断枠組み自体に問題があると言わざるを得ません。

前項で検討したとおり、少なくとも、当該部の部活動における暴言（具体的な内容は定かではないが、生徒 A が不快な思いをするのに十分な発言があったこと）、部活の筋トレ中に事実確認をしないまま先輩に一方的な報告をしたこと、部活で使用する道具を叩きつけられたことについては、認定可能であり、これに、報告書で指摘されている部活動の雰囲気の問題、生徒 C、生徒 D が自らのストレスを物にぶつけていたという証言、生徒 A 自身の受け止め方及びそのような受け止め方をする人物であることを生徒 C、生徒 D が把握できる状況にあったことの各点に照らせば、これらの事実もいじめであると認定することは、可能であると考えられますし、また、適切だったのではないのでしょうか。

(3) このような事実を踏まえれば、生徒 A が不登校になってしまった原因

についても、より深い、より現実に即した考察ができたと思うと、非常に残念な気持ちです。

調査報告書 第5について

1 生徒 A の不登校の原因について、考察をしていただいたことについては、評価をいたします。しかしながら、前提となるいじめに該当する事実について、現実と離れた認定がされてしまっており、その意味では、一般論が記載されているものと受け取る他はありません。

2 一般論として、中学生の子どもが抱えているストレスや心の傷を癒やすにあたり、家庭と学校とが協働して解決にあたらなければいけないという指摘はそのとおりだと思います。

しかしながら、家庭の立場からすれば、学校での出来事について、正しく認識をしなければ、家庭として、なぜ子どもがそのようなストレスを抱えているのかという点について、誤解を生じるなどして、とりあえずの対応として、学校に行くように指導するということは避けられない現象であり、まずは、学校での出来事について、担当の教員が情報をキャッチするアンテナを張り、情報を素早く収集し、組織的な対応により原因を分析し、解決への糸口を探り、それらの情報を家庭とも共有して、早期の解決を目指すという体制がなければ、学校と家庭の協働が実現することはないのではないのでしょうか。

3 報告書に記載されている事実からすれば、当該部の顧問は、①生徒 B が 6 月 15 日に保健室を訪れ、養護教諭に生徒 C、生徒 D から悪口を言われたと申告していること、②養護教諭が部活内の雰囲気の悪さを確認し、顧問へ対応を求めたこと、③生徒 A～生徒 D が話が合わない 4 人だと認識していること（生徒 A と生徒 B が仲が良いこと、生徒 C と生徒 D が仲が良いことは顧問であれば当然把握していると思われるため、生徒 A と生徒 B のグループと生徒 C と生徒 D のグループとの間で話が合わないという認識と思われる。）という認識を前提に、7 月の話し合いの機会を設けて、かつ、生徒だけにしてその場を去ってしまっているようです。

宝塚市の 2020 年 6 月 22 日付け再調査委員会の報告書でも指摘がありますが、いわゆる謝罪の会がコントロールできない場で行われた場合には、いじめ被害者のさらなる傷つきにつながったり、被害が深刻化したりする危険性があります。

実際、本件でも、生徒 A は、この 7 月の話し合いの機会を経ることにより、さらに精神的なダメージを深くしてしまっていると考えられます。

生徒 B が悪口を言われているという申告があった段階で、生徒 B に対す

るいじめと認定することが可能ですし、そうなれば、その段階で学校としては早期に組織的な対応をすることが求められているはずです。また、生徒 A と生徒 B との関係を考えれば、生徒 B だけでなく生徒 A に対しても悪口を言っているという事実がこの段階で確認できたかもしれません。

少なくとも、そのような組織的な対応がこの段階でされていれば、生徒だけで話し合いをさせるという選択にはつながらず、生徒 A は学校の適切な支援のもと不登校状態にならずに学校生活を送れる可能性も相当あったのではないのでしょうか。

不登校の原因を考察するのであれば、このような学校での初期対応の適切性の評価がされなければ、十分な考察がされたとはいえないのではないのでしょうか。今回の報告書では、一般的に学校と家庭の協働が重要だと指摘する一方で、具体的に本件に即して、どの段階でどのような対応が可能であったのかということが検討されておらず、大変残念です。

このような検討がなされることによって、学校関係者及び保護者において、次にこのような事態が起こらないためにはどのようなことに気をつければ良いのかという指針になり、調査報告書が再発防止のための資料として活用されることが期待されます。そのような検討がされることで、今回いじめの被害に遭ってしまった生徒 A の心情としても、次に同じ思いをする人が減れば良いという気持ちになり、被害回復の一環にもなるのではないのでしょうか。

(おわりに)

- 1 今回、第三者委員の先生方が、お忙しい時間を使い、関係者の聴取を行い、生徒 A の訴えに向き合っていただいたことについては、感謝を申し上げます。
- 2 報告書に対する意見は、これまで述べたとおりではありますが、前提事実についての調査が不十分であり、生徒 A にとっては妄想としか感じられないような内容になっています。もしこのような調査が再度行われることがあるとすれば、まずは学校による調査を鵜呑みにせず、また当時の生徒の状況を認定・考察なさりたいのであれば、学校という限られた環境、部活という限られた人間関係、教師から見た生徒像というその生徒のおかれた状況の一部を一視点から見て行うのではなく、学校外での生活を両親から聴取する、部活外での生活を友人等から聴取するなどより人間関係を把握するための調査を行った上で考察をなさるべきではないのでしょうか。そのような考察でなければ、誤った生徒像を当該生徒に提示することになり、二次

被害を有む危険性すらあります。より被害者に寄り添った、学校の調査・事務局の影響を排除した形で調査が行われることを望んでやみません。

- 3 また、報告書の提言でも触れられておりますが、これだけ各地でいじめの調査が行われ、いじめの理解、いじめの早期発見、組織的対応、生徒に寄り添った対応が求められているにも関わらず、残念ながら第三者調査委員会に携わる事務局の方々（おそらく、教育委員会に所属し、学校の教員として将来を嘱望されている管理職候補もいらっしゃるのでしょう）にすら、生徒に寄り添った対応を期待することができず、文科省策定のガイドラインに沿った対応すらされないという現状には大変心を痛めております。

最低限、桶川市において、本報告書の提言に沿った対応が早期に実現されることを願っております。

以 上